新聞都教組

全教職員配布
職場討議資料

都労連2026秋季年末闘争　5年連続例月給・一時金引上げ

中高齢層職員の例月給、昨年を上回る引上げ

「子どもの看護等休暇」対象年齢引上げ

○給与改定…給料表を引上げ（全職員例月給引上げ）*-勧告どおり-*
　　一時金 0.10 月（再任用 0.05 月）引上げ　期末・勤勉手当で実施　*-勧告どおり-*
○再任用職員例月給…近年の改定率を上回る引上げ（10.1%）
○特別支援教育にかかわる教員の給料の調整額…現行通り支給（減額なし）
○地域手当の見直し…・支給地域と支給割合（2027 年度）：島しょ公署・都外公署 12%→16%
（1 年繰り上げ）　　・異動保障（2027 年度）：区部・多摩公署から島しょ公署へ 16%→20%

年末一時金 2.55月分を支給（再任用1.35月分、会計年度任用 常勤と同月数）

2026秋季年末闘争において、都教組は都労連に結集し、「すべての職員の大幅賃上げ、福祉関連要求の前進、職場環境の改善」などを求め、要請、早朝宣伝、総決起集会に結集し、あくまでも労使による自主決着をめざし、たたかいをすすめてきました。

11月2日、都側は通勤手当の見直しを提案。通勤手当については月途中の採用等に伴う支給開始時期を翌月から当月に見直すとともに、月途中の通勤経路変更についても変更後の手当額が高くなる場合は当月から支給するとしました。会計年度任用職員への扶養手当・住居手当に相当する報酬について支給に慎重な都側に対し、都労連は制度改正の趣旨に反すると批判しました。

10月30日に福祉関連要求実現対都要請、11月6日に人事給与制度改善要求実現対都要請行動を行い、島しょ職員の処遇改善、福祉関連要求の前進、また都教組として特別支援教育の調整額を減額しないことを強く求めました。5日、都側は、都労連要求は法制度上の制約や民間・国との均衡などから対応が困難であると説明。昇給制度ついては、職責・業績を一層反映する観点から見直しを検討するとしたほか、会計年度任用職員の休暇制度を常勤職員に準ずることについても慎重な姿勢を示しました。都労連は、改善提案や具体的検討結果が示されず、事実上のゼロ回答であると強く抗議。昇給制度については業績評価や昇給制度の運用実態を労使で検証し、公正・公平性等を担保することが先決であると主張しました。9日、都側は会計年度任用職員の休暇について育児時間等を取得した際の報酬を無給から有給に改めるほか、扶養手当及び住居手当に相当する報酬について一定の要件を満たす職員を対象に支給する見直しを提案。都労連は要請行動で組合員から寄せられた訴えに都側が応えたものとしつつ、支給対象が限定されていることや支給額が常勤職員を下回ることは納得できないとしました。また再任用職員への生活関連手当の支給など、全ての職員の生活改善に向けた検討を進めるよう求めました。

その後の交渉においても、都側から踏み込んだ提案がされず、都労連要求には実質ゼロ回答の姿勢を続けたため、交渉は膠着状態となりました。10日、都労連は事態を打開すべく、単組委員長による総務局長要請を行い、都側の態度を厳しく追及するとともに、労使協議を尽くし自主決着することを都側に迫りました。そして第5波総決起集会を職場からの総結集で成功させ、11日夜の団体交渉で都側の最終回答を受けました。最終回答は、都労連要求に対し、十分に応えてはいませんが、福祉関連要求などに一定の前進が見られ、これ以上の回答を引き出すことは難しいとし、都労連は妥結を判断。統一行動の中止を決定しました。都労連の判断を受け、都教組執行委員会は妥結の確認をしました。

特別支援教育の調整額については、特別支援教育の職務の困難性、人材確保の観点から維持する方向性が都教委から示されました。

都教組は、引き続き、子どもと教育、平和を守り、教職員が安心して教育に打ち込める賃金・労働条件の改善に向け、残された課題解決と要求実現のため、全力で奮闘する決意です。



都労連第5波総決起集会で要求実現を訴える
都教組組合員（11 月 11 日）

2026 秋季年末闘争のおもな到達点

◆例月給、一時金
・例月給（給料表）全級全号給引上げ
・一時金 0.10 月分引上げ（年間 5.00 月）
　再任用職員 0.05 月分引上げ（年間 2.65 月）
　　＊引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分
　　＊2026 年 4 月1日に遡及して実施

◆地域手当の見直し
・支給地域と支給割合（2027 年度）
　島しょ公署、都外公署：12%→16%
・異動保障（2027年度）
　区部・多摩公署から島しょ公署へ16%→20%
　新規採用直後から島しょ公署勤務16%→20%

◆通勤手当の見直し
・月途中の採用者等について、通勤手当を当月から支給できるよう見直し

◆旅費の見直し
・赴任旅費の転居費に係る支給対象期間拡大
　「発令日の1か月前から1か月後まで」
　→「発令日の2か月前から1か月後まで」

◆年次無給休暇の導入
・対象職員：全職員（会計年度任用職員を除く）
　日数：1年において 7 日/取得単位：日又は時間

◆扶養手当　扶養者認定の見直し
・扶養手当受給者の収入が低下し、配偶者との収入逆転が発生した場合、引き続き主たる扶養者として手当を支給

◆子どもの看護等休暇の見直し（会計年度任職員も同様）
・対象となる子の年齢引上げ「中学校就学の始期に達するまで」→「義務教育終了前まで」
・取得事由に「学校等が実施する面談」を追加

＜会計年度任用職員＞

◆休暇等における報酬取扱い見直し
・育児時間、子どもの看護等休暇、短期の介護休暇、骨髄等ドナー職免有給化

◆扶養手当・住居手当に相当する報酬を支給
次のいずれも満たす職員を対象に支給
・一会計年度における任用期間が通算して 6 月以上
・週当たりの所定勤務時間が 15 時間 30 分以上
・他から扶養・住居手当の支給を受けていないこと
支給要件・金額は当初提案を押し返し常勤職員と同等

＊全て 2027 年 4 月 1 日実施

本日の統一行動中止

勤務時間外職場会を開催し、情報を共有しましょう

この号外は、都教組ホームページ「組合員専用サイト」で見ることができます

都教組のホームページから加入できます

ぜひ、あなたも都教組へ　一緒に働く環境を変えていきませんか？

教職員の労働条件改善は、子どもたちの教育条件に直結する重要な課題です。教職員の願いを要求にして、その実現にとりくむ東京都教職員組合。あなたの加入が運動の大きな力に